

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月30日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
4階渡り廊下天井消火フレキ管破損修繕
- 2 履行場所
横浜市青葉区桜台47番地
青葉台小学校
- 3 契約日
令和6年1月9日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年1月16日
- 5 契約金額
111,100円（税込み）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意既契約を行わざるを得なかった理由
令和5年12月14日に本校にて実施された消防用設備等保守点検において、4階渡り廊下天井部からの水漏れが発生し、2階から4階渡り廊下が浸水した。原因を調べたところ、4階渡り廊下天井内の消火用の配管の亀裂・破損を確認した。
当該配管は防災用の配管であり、学校の安全管理上必要不可欠なものであることから、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から管の資格を有しており、事案が生じた段階で速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立青葉台小学校